

東伊豆町 放課後児童クラブ 《利用のしおり》

令和6年7月5日版

※放課後児童クラブ利用にあたっての重要事項を記載
していますので、必ず全てのページに目を通してくだ
さい。

問合せ 東伊豆町住民福祉課

電 話 0557-95-1100 (代表)

0557-95-6204 (子育て支援係)

メール fukushi@town.higashiizu.lg.jp

目 次

1. クラブの内容について	P1
2. 名称・開設場所について	P1
3. 定員について	P1
4. 対象児童（入所要件）について	P1
5. 入所・退所について	P1
6. 開設日時等について	P2
7. 利用者負担金について	P2
8. クラブ支援員について	P3
9. 昼食について	P3
10. 大雨・洪水・暴風警報発令時の対応について（※）	P3
11. 送迎について（※）	P3
12. 出欠席について（※）	P4
13. 投薬について（※）	P4
14. 災害時の避難場所（※）	P4
15. 家庭状況の変更等の届出について	P4
16. その他	P5
17. 持ち物	P5
18. 利用にあたっての注意事項	P5
19. 連絡用LINEグループ登録について（※）	P5

（※）は、児童の安全上重要な事項です。厳守をお願いします。

1. クラブの内容について

東伊豆町熱川・稲取小学校放課後児童クラブ（以下、クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない東伊豆町内小学校に就学している児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

※運営形態は、東伊豆町が設置し、町から委託を受けた事業者が運営します。

2. 名称・開設場所について

- ・東伊豆町熱川小学校放課後児童クラブ

住所：奈良本 771-1 熱川小学校 1 階 [TEL:0557-23-0203](tel:0557-23-0203)

- ・東伊豆町稲取小学校放課後児童クラブ

住所：稲 取 614-1 稲取小学校 1 階 [TEL:0557-95-2131](tel:0557-95-2131)

- ・開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日開設

3. 定員について

各クラブ 40 人

4. 対象児童（入所要件）について

(1) クラブに入所できる児童は、熱川もしくは稲取小学校に就学していて、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童です。

(2) その他町長が特に入所を必要と認める児童

注1 社会生活を身につけさせたい、近所に友達がいない、クラブに友達がいる、遊ぶ所がないといった理由では入所できません。

注2 保護者が就労予定という理由で申込みをされた場合、入所が決定していても、保護者が入所日時点で就労されていない場合は退所となります。

注3 入所要件に該当していても、定員を上回る場合等、入所できない場合があります。

5. 入所・退所について

(1) 入所申込み（新年度4月）について

新年度（4月）の入所申込は、1月から2月にかけて新年度の申込用紙の配布及び受付を東伊豆町役場内住民福祉課にて行っています。（熱川支所では手続きできません）

必要書類（申込書・就労証明書・承諾書）に必要事項を記入し、お申し込みください。

(2) 年度途中の入所申込みについて **※入所希望日の1か月前まで**

必要書類（申込書・就労証明書・承諾書）に必要事項を記入しお申し込みください。

(3) 退所について **※途中退所する10日前までに**

※年度末（3月31日）をもって自動退所となりますので、継続して入所を希望する場合は、毎年お申込みください。

6. 開所日時等について

(1) 開所日・開所時間

- ・平日 授業終了時～18時
- ・土曜日や長期休暇等の学校がお休みの日 8時～18時

(2) 閉所日について

- ・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)及び8月13日～8月16日
- ・その他町長が特別な理由がある(大雪、災害発生、感染症対策等)と認めたときは臨時閉所とします。

7. 利用者負担金について

(1) 利用料(口座振替)

- ・児童1人につき
月額5,000円
- ・同一世帯から複数の児童が入所する場合、2人目以降の児童1人につき
月額3,000円
- ・ひとり親世帯等の児童が入所する場合、児童1人につき
月額3,000円
- ・生活保護世帯の児童が入所する場合
無料

(2) 会費(口座振替)

- 児童のおやつ代、損害保険料(「児童クラブ共済制度」の傷害保険)、教材費
- ・児童1人につき
月額2,000円

※月の途中で入所又は退所した場合は、在籍期間を下記の基準に照らし、利用料及び会費を2分の1の額とする場合があります

★月途中の入所、退所にかかる利用者負担金

1ヵ月を前半と後半(4月1日～15日を前半、4月16日～30日を後半)に分け、それぞれの期間において在籍していたか否かで算出。

(例) 4月1日に入所し、4月15日で退所 ⇒ **半額**

4月16日から入所 ⇒ **半額**

4月1日に入所し、4月2日で退所後、4月30日に再度入所 ⇒ **全額**

(3) 賠償責任保険料(直接納付)

保険は、児童健全育成推進財団の「児童クラブ共済制度」に加入し、前述の会費の中から保険料を支払う傷害保険と、賠償責任保険の2保険となります。賠償責任保険料は、**年間1人200円**で、入所時又は年度当初に徴収します。

(4) 利用者負担金の納期限及び納付義務者

納期限は、当月分が翌月5日(休日の場合は翌平日)です。

(例) 5月分の納期限は、6月5日

納付義務者は、入所児童の保護者です。納期限内に納付してください。

8. クラブ支援員について

- ・支援員は1クラブ2人です。ただし、時間帯により1人になることがあります。
- ・支援員はシフト勤務等により入れ替わることがあります。
- ・支援員は、児童の健全な育成を目指し、遊びや生活の支援をするもので、学校から出された宿題等の時間は設けても、勉強を教えることはしません。(宿題の点検等は、保護者の責任でお願いします。)

9. 昼食について 【注意】昼食はクラブでは用意しません。

土曜日、学校の長期休校日等、クラブを1日利用される場合は、お弁当を持参してください。また、学校給食が無い日も同様にお弁当を用意してください。

10. 大雨・洪水・暴風警報発令時や感染症対策による学級・学年閉鎖への対応について(※)

(1) クラブ開所前警報発令時

◎平日(開所時間 13時~18時)

1. 午前11時までに警報が解除されず、小学校が休校となった場合は開所しない。
2. 小学校登校後、警報発令による早下校(親へ引き渡し含む)の場合は、開所時間に拘らずクラブを開所します。

◎土曜日・学校の長期休み中(開所時間 8時~18時)

- ・6時頃の気象情報で警報発令の有無を確認し、警報が発令されていた場合、役場より(6時30分頃)、自宅待機のメッセージ(LINE)をお送りします。
- ・11時までに警報が解除されない場合は開所しません。
- ・11時までに警報が解除された場合は、役場より登所できる旨をメッセージ(LINE)いたしますので、クラブを利用される方は安全を確認のうえ登所してください。

(2) クラブ開所後の警報発令時

- ・定刻まで開所します。ただし、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。
- ・警報発令時等、役場からメッセージ(LINE)で連絡しますので、情報に注意してください。

(3) 感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス等)による学級閉鎖及び学年閉鎖が決定した場合、閉鎖対象クラス・学年に在籍する児童は、閉鎖する日から利用停止とします。

また、クラブ内での感染が認められた場合、学年関係なく閉所することがあります。

判断基準：学校休校時に1クラブで3人以上感染者が出た場合

※利用停止またはクラブが緊急閉所した場合、利用者負担金額、納期限が変更となる場合があります。変更の際は、文書、メッセージ等によりお知らせします。

11. 送迎について(※)

(1) 送りについて(土曜・長期休み等の場合)

- ・クラブの出入口まで保護者が送ってください。支援員に前日までの体調や当日の体調、迎え時間等を伝えてください。

(2) 迎えについて

- ・保護者はクラブの出入口までお迎えに来てください。
- ・クラブは18時までです。**時間厳守**でお迎えをお願いします。万が一、18時を過ぎる場合は、クラブへ連絡してください。
- ・ご家庭の所用（買い物等）は、お迎えの後に済ませるようお願いいたします。
- ・お迎えは原則、保護者が行ってください。代理によるお迎えは、**保護者からクラブへ連絡**をしてください。（事件・事故防止のため）

(3) 体調不良、怪我等について

- ・クラブは児童の体調を第一に考えるため、児童が怪我をした場合や、体調がすぐれない場合は、熱の有無にかかわらず保護者へ連絡をし、迎えに来ていただきます。また、支援員が病院等に連れて行くことはありませんのでご承知ください。

12. 出欠席について（※）

- ・翌月の出欠席予定表を月末までにクラブへ提出してください。
 - ・事情により休む場合は**保護者からクラブへ事前連絡**をしてください。
 - ・当日、急な自主帰宅の際は、**保護者からクラブへ連絡**をしてください。当日『今日はクラブ休みます』『今日は帰ってこいと言われた』など児童に伝言させないでください。
- ※小学校とクラブは情報連携していません。
※小学校へお休みの連絡を入れた場合は、必ずクラブにも連絡してください。

13. 投薬について（※）

児童の薬は、本来、保護者がクラブへ来て投薬していただくのですが、保護者がクラブへ来ることができない場合は、保護者と支援員で話し合いの上、支援員が保護者にかわって投薬します。この場合は、別添「連絡票」に必要事項を記入していただき、薬に添付して支援員に渡していただきます。（薬は当日分だけ）ただし、薬は、児童を診察した医師が処方し調剤したものか、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。保護者の個人的判断で持参した薬には対応できません。また、投薬の方法等、薬によっては支援員が対応しない場合がありますのでご了承ください。

14. 災害時の避難場所（※）

稲取小学校放課後児童クラブ：稲取小学校グラウンド

熱川小学校放課後児童クラブ：熱川小学校グラウンド

15. 家庭状況の変更等の届出について

住所変更や就労先の変更、保護者の再婚・離婚等、家庭状況に変更が生じた場合、**速やかに役場に届出をしてください**。（届出が遅れますと、利用者負担金の過不足発生や、緊急時の連絡不能等、クラブ運営に支障をきたすおそれがあります。）なお、保護者の責に帰すべき損害については、行政・支援員共に一切の責任を負いません。

16. その他

- ・インフルエンザ等の感染症にかかった場合の出欠については出席停止とします。
- ・クラブの児童は、クラブ専用の教室や、運動場で遊ぶ以外、学校施設へは立ち入らないようにします。
- ・持ち物、着替え等には、必ず名前を記入してください。
- ・人に貸すことの出来ないおもちゃ等は、持参しないでください。
- ・児童の引渡し訓練等に、クラブ支援員が保護者の代わりに行くことはできません。

17. 持ち物

各クラブの支援員の指示に従ってください。

18. 利用にあたっての注意事項

クラブは、保護者が労働等（就労・疾病等）により面倒を見ることができない児童の居場所であり、原則として**保護者がお休みの日は利用できません**。（同居祖父母も同様）やむを得ない事情がある場合は、**事前に保護者から支援員へ相談**してください。

19. 連絡用LINEグループ登録について

役場からの緊急連絡（荒天による閉所等）は、LINEによる通知を基本とします。
下記QRコードより登録いただきますようお願い申し上げます。



「東伊豆町放課後児童クラブ」LINE グループ

変更箇所

平日（13：00～18：00）			
	学校	クラブ（R5）	クラブ（R6）
登校前 11時まで警報発令の場合	休校	閉所	閉所
登校前 11時までに警報解除	登校	開所	開所
登校後 警報発令（午前中）	早下校	開所	閉所
登校後 クラブ開所中に発令	-	開所	開所
土曜日・学校の長期休校日（8：00～18：00）			
11時まで警報発令の場合	-	閉所	閉所
11時までに警報解除	-	開所	開所

投薬連絡票（保護者記載用）

年 月 日

連絡先（クラブ名） _____ 殿

連絡者 保護者氏名 _____ 児童名 _____

勤務先電話（ _____ ） 携帯電話（ _____ ）

主治医 _____ 病院 医院 / 医師名 _____

連絡先電話（ _____ ）

病 名 _____

①薬の処方日 年 月 日

②保管は？ ・室温 ・冷蔵庫 ・その他（ _____ ）

③薬の種類 ・内服薬 ・水薬 ・外用薬 ・その他（ _____ ）

④薬の内容（ _____ ）
※抗生物質 ・解熱剤 ・咳止め ・下痢止め ・風邪薬
・嘔吐止め ・その他（ _____ ）

⑤薬品名（ _____ ）

いつ使用するのか ・食前 ・食後 ・その他（ _____ ）

注意事項（ _____ ）

外用薬使用方法（ _____ ）

《クラブ記入欄》

受領日時年月日 年 月 日 午前・午後 時 分

投薬等時間 午前・午後 時 分

受領者名 _____ 薬扱い者 _____

薬は当日分だけ支援員にお渡しください。
連絡票はその都度薬と一緒に提出願います。